

遠隔操作ＲＴＧの導入に対する補助事業の公募について

平成31年4月
国土交通省港湾局

1. 事業概要

大型コンテナ船の寄港の増加に伴いコンテナ船の着岸時間が長期化するとともに、労働力人口の減少や高齢化の進展による将来の港湾労働者不足の深刻化が懸念される中、コンテナターミナルにおける荷役能力の向上や労働環境の改善を図り、コンテナターミナルの生産性を持続的に向上させるため、遠隔操作ＲＴＧ^{注1)}の導入に係る事業に対する支援制度（補助事業）を創設するもの。

注1) R T G : Rubber Tired Gantry crane の略で、タイヤ式門型クレーンのこと

2. 対象事業

遠隔操作ＲＴＧ及びその導入に必要となる施設の整備

（※補助対象施設については、次頁参照）

3. 対象事業者

次の各号のいずれかに該当する民間事業者に限る。ただし、国際戦略港湾における港湾運営会社及び特定外貿埠頭会社は除く。

- 一 一般港湾運送事業者
- 二 前号を含む複数の者の出資により設立され、前号と同様のコンテナターミナルの運営を行う者
- 三 コンテナターミナルを借り受けている者
- 四 前三号のいずれかと同等であると国土交通省が認める者

4. 対象港湾

苫小牧港、仙台湾港、京浜港、新潟港、清水港、名古屋港、
四日市港、大阪港、神戸港、水島港、広島港、関門港、博多港

5. 補助率

1／3以内

6. 公募期間

2019年4月12日～5月29日

7. 評価・審査の観点

- ① 補助対象施設の仕様が妥当であること
- ② 概算事業費が妥当であること
- ③ 事業全体の資金計画が妥当であること
- ④ 補助事業者が補助対象施設の整備に必要な技術的能力を有していること
- ⑤ 補助事業者が補助対象施設の運用に必要な技術的能力を有していること
- ⑥ 安全性確保のために適正な措置が講じられること
- ⑦ 補助対象施設の運用に当たり荷役能力の向上が十分見込まれること
- ⑧ 補助対象施設の運用に当たり労働環境の改善が十分見込まれること
- ⑨ 遠隔操作RTGを導入するコンテナターミナルの国際競争力の向上が期待されること
- ⑩ 遠隔操作RTGの導入について、関係者の合意がとれること
- ⑪ 新たな投資の誘発が期待されること
- ⑫ 遠隔操作RTGの導入を契機に先進的な取組が計画されていること
- ⑬ その他、事業の目的に沿ったものであること

8. その他

各年度の事業完了後、当該年度までの事業の実施による荷役能力の向上及び労働環境の改善に係る効果等について報告を求めることがあり、報告の内容によっては、事業の実施について必要な改善を求めることがある。

また、補助金を他の用途へ使用するほか、交付決定の内容やその条件等に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあり、当該取消に係る部分に関する補助金が交付済みである場合は、その返還を命じる。

※ 補助対象施設について

